

フィリピン共和国

ビリラン農村総合開発計画

ギマラス農村総合開発計画

農地解放受益農協収穫後処理・流通システム改善計画

プロジェクトファイナディング調査報告書

平成4年12月

社団法人 海外農業開発コンサルタンツ協会(ADCA)

目 次

	頁
1. ビリラン農村総合開発計画	A-1
2. ギマラス農村総合開発計画	B-1
3. 農地解放受益農協収穫後処理・流通システム改善計画	C-1

添付資料

1) 調査団員

2) 調査日程

ビリラン農村総合開発計画

国名：フィリピン

案件名： ビリラン農村総合開発計画



位置図

1. 経緯・背景	A-1
2. 地区概要	A-1
3. 計画概要	A-4
4. 総合所見	A-7

添付資料

1. 面会者リスト	A-8
2. 収集資料リスト	A-9
3. 現地写真	A-10

1. 経緯・背景

ビリラン州は、1992年5月に新しく出来たばかりの州として、州政府及び民間分野に至るまで改善していかなければならない事が多々ある。

全州で676万ペソ(1990年)という低い所得及び東ビサヤ6州のうちの第6番目であることから、この地方の経済発展はビリラン州の発展にかかっている。

政府は、この必要性を認め、ビリラン州をPCDD計画(Presidential Council for Countryside Development)のもとに16の開発優先州の1つとした。

州の経済は農業に頼りきっている為、人々の生活状況を改良するため、農業発展計画により生産性を高める必要性がある。

2. 地区概要

2.1 位置

ビリラン州は、北緯11°27"から11°49"、東経124°15"から124°27"に位置しており、北はビサイヤン海、南はカリガラ湾、東はサマール海、西はビリラン海峡に囲まれており、ビリラン、マリピピという大きな2島と海岸線に沿って点在しているいくつかの小島から成っている。

ビリラン州は8つの郡(Almeria、Biliran、Cabucgayan、Caibiran、Culaba、Kawayan、Maripipi及び州都のNaval)から構成されており、132の村がある。

州の地形は、急峻でNavalとCaibiranが海岸から7km内部に向い広い平野があるのを除いては、内陸部の山間地域及び狭い海岸地域があるだけである。

2.2 気候・降雨

州には乾期の時期があまりなく、特に12月、1月は雨が多い。

雨は州に平均して降り、12月は最大降雨量500mm、4月は最小降雨量150mmとなる。

2.3 土壌肥沃度

ビリラン州の55,550haの内、土壌面より農地として利用可能な面積は41,161ha (74%)ある。そして、全面積の内、低地は12,158haで、29,510haが丘陵地であり、13,882haが高地である。

2.4 資源

2.4.1 人口統計

(1) 人口

1990年の人口及び住宅調査によると、ビリラン州の全人口は118,012人に到達した。1980年の111,421人に比べると、10年間の間に、平均年間成長率は0.59%という伸びである。全人口の内、半分以上(50.8%)が男性であり、又、73.7%が地方に居住し、農業及び漁業に従事している。以下に郡別の人口を示す。

郡名	人口(人)
Almeria	12,013
Biliran	11,531
Cabucgayan	15,240
Caibiran	17,596
Culaba	9,822
Kawayan	15,056
Maripipi	6,943
Naval	29,811

(2) 労働力と雇用

1990年、全人口の15才以上の者は67,784人であった。この内、40,679人が労働力となっており、その内36,468人(89.6%)が経済的生産活動をしている。

2.4.2 土地資源

(1) 土地所有

州の55,550haの面積の内、29,747haが私有地で森林地帯等の公有地は25,795haある。

郡別土地所有状況 (1991)

(Ha.)

<u>郡名</u>	<u>私有地</u>	<u>公有地</u>	<u>計</u>
Almeria	3,074	3,475	6,549
Biliran	5,106	3,523	8,629
Cabucgayán	2,686	2,252	4,938
Caibiran	2,543	6,915	9,458
Culaba	2,703	4,916	7,619
Kawayan	4,226	244	4,470
Maripipi	3,171	—	3,171
Naval	6,238	4,470	10,708

(2) 植生

全土の40%が草原または灌木地帯であり、48%が耕作地として可能である。残りの土地は、森林、湿地及びその他である。

(3) 傾斜度

土地の大部分(38%)が18~30%の傾斜度であり約20%が30~50%の傾斜度と高いが、あとは0~18%とそんなに高くない。

2.4.3 農業生産

人々は主に経済活動を農業に頼っており、26,856haの土地を農業に当てている。

主な農産物はココナッツ及び米であり、それぞれ18,851haと6,583haである。工業用作物としては、シトロネラが植えられ加工されている。

1991年における家畜は29,481頭であり、その内67%という大きな割合を占めているのが豚であり、残り33%を水牛、牛及び山羊が占めている。家禽類については54,753頭生産されており、そのうち91%と最も多く飼われているのが鶏であり、あひると七面鳥はわずかである。

3. 計画概要

3.1 州における問題点

島であるビリラン州は、数多くの問題及び試練に直面している。その中で最も問題となっているのが灌漑、市場への道路、橋、港、荷揚げ場、冷凍貯蔵施設などのインフラストラクチャーの不整備である。農業生産物が限られているのは、農業加工用の施設及び技術が不足している上、環境・天然資源の問題もある。

かんがいシステムの建設によって、未利用地を耕作可能地にすることが可能となる。かんがい可能地は約6,000haあり、この土地は二期作も可能となる。州の平均米生産量は、約350kg/haまで落ち込んでおり、この状況のもと、かんがいはこれからも州において米生産地域の主要な課題となる。

農業の生産性が低いということは、農業従事者の平均月收入が、たった1,800ペソ以下という貧しさの理由にもなっている。

3.2 開発計画の目的

計画は主として、環境保全を伴う農業生産性の改良を通して農民の貧困を緩和させることであり、投資及び産業を誘致し、平和で豊かな社会を目指すことである。開発戦略的な目的として

1. 計画予定地域の開発状況及び全般の状況の調査を行うこと。
2. 以下の計画を満たすための可能性の検討。
 - a) 地域における農業生産を増大させるための灌漑施設建設
 - b) 急速に失われつつある森林を制御するための植林の実行
 - c) 市場への道路、橋の建設、修復及び改良
 - d) 有益な穀物、牧畜、家禽類の開発計画
 - e) 水道システムの建設
 - f) 農産物加工用施設の建設
3. 各々のインフラ計画において適切な技術設計。
4. 州の環境面でのバランスを維持する計画。

等が挙げられる。

3.3 計画基本構想

本計画は、環境保護を伴ったインフラストラクチャー設備の建設を通して、農業生産の増大を計画しているものである。

計画は、次の主な基本構想を持っている。

3.3.1 水資源開発

これには、耕作用だけではなく飲料用として安定かつ十分な量の水の供給を含んでいる。詳細な調査は、川や泉などの潜在的な水源を開発し、適当な導水の方法を開発することである。施設としてはダム、頭首工及びポンプ施設が含まれている。

又、この計画は、Kawayan、Caibirán、NavelとAlmeriaに位置する500haの地域をカバーする灌漑施設の建設及び開発を含んでいる。200haの農地をカバーしているダムも小規模かんがい計画同様、この計画に含まれている。

本計画はまた、貯水池、配水システムを含む飲料用のための水道施設の建設調査も含む。

3.3.2 農業生産計画

適切な耕作技術を活用することによって土地の生産性を改良し、農業用施設/サービスへのサポートを含む農業近代化、農産加工品、ポストハーベスト、農民組織等の計画を含む。

3.3.3 地方道路及び橋

社会インフラストラクチャーとしては村の建設、農場から市場への道路、橋、ビリラン空港の修復等である。

3.3.4 環境及びエコロジー面での問題点

本調査は、ビリラン州の沿岸資源や海の生態の破壊及び減少していく森林の観点において環境保護・管理が含まれる。正常な環境への様々なアプローチと同様、植林に対する社会との掛わり合いの重要性も調査されるであろう。

3.3.5 ポスト・ハーベスト計画

本計画の基本構想は、農産物に対するポスト・ハーベスト計画に加わえ家畜頭数を増やし改良するために、疾病の制約、トレーニング及びデモンストレーションセンター等家畜開発牧場 (Station) の建設を含んでいる。

4. 総合所見

ビリラン州はできたばかりの州として、改良すべき点、開発すべき部門も多く、政府も今後開発すべき16の優先州の1つとしている。本ビリラン農村総合開発計画に対し、州、東ビサヤ開発委員会はもちろんのこと国家経済開発庁も高い優先度を与え、日本よりの開発案件の1つとして年次協議に諮りたい意向を持っている。

1. 面会者リスト

NEDA Regional Office

Buenaventura Go-Soco, Jr.	Regional Director
Marife R. Ambe	Economic Development Specialist
Luz Luna-Espos	Economic Development Specialist
Editha M. de Veyra	- do -
Virginia Mabute	- do -
Engr. Erlito H. Vitor	- do -
Pedro Arribas	- do -

Biliran Province

Wayne Jaro	Governor
Lucas S. Tupa Jr.	DPWH
Victor S. Delfin	SP Member
Rodolfo D. Napala	Provincial Development Staff
Zenaido C. Lajara	PIA

2. 収集資料リスト

- 1992 Comprehensive NFA Regional Profile (Eastern Visayas)
- Provincial Development Plan (1993-1998) Province of Biliran
- Socio-Economic Indicators 1990-1992 Province of Biliran
- Profile of Eastern Visayas
National Economic and Development Authority (NEDA)
- Provincial Development Plan (1993-1998) Province of Biliran



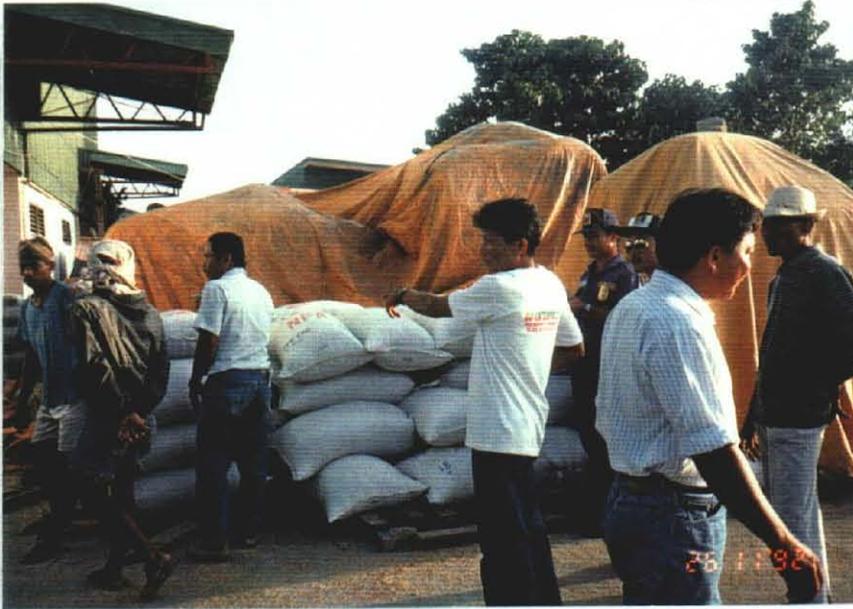
レイテと州をつなぐ
ビリラン橋より州を望む。



州内の道路状況



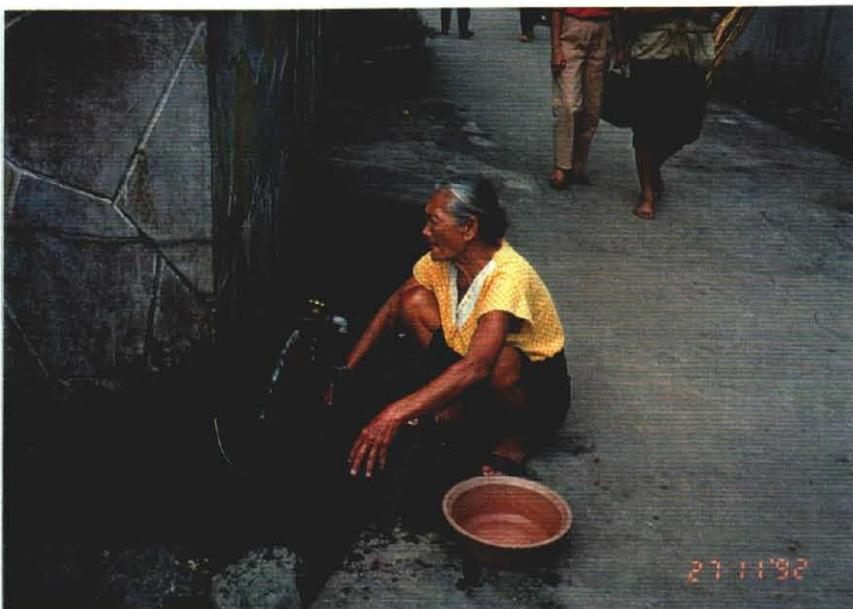
水源開発が可能な標準的河川



米の貯蔵状況



レンガ、ツボ等の小工場

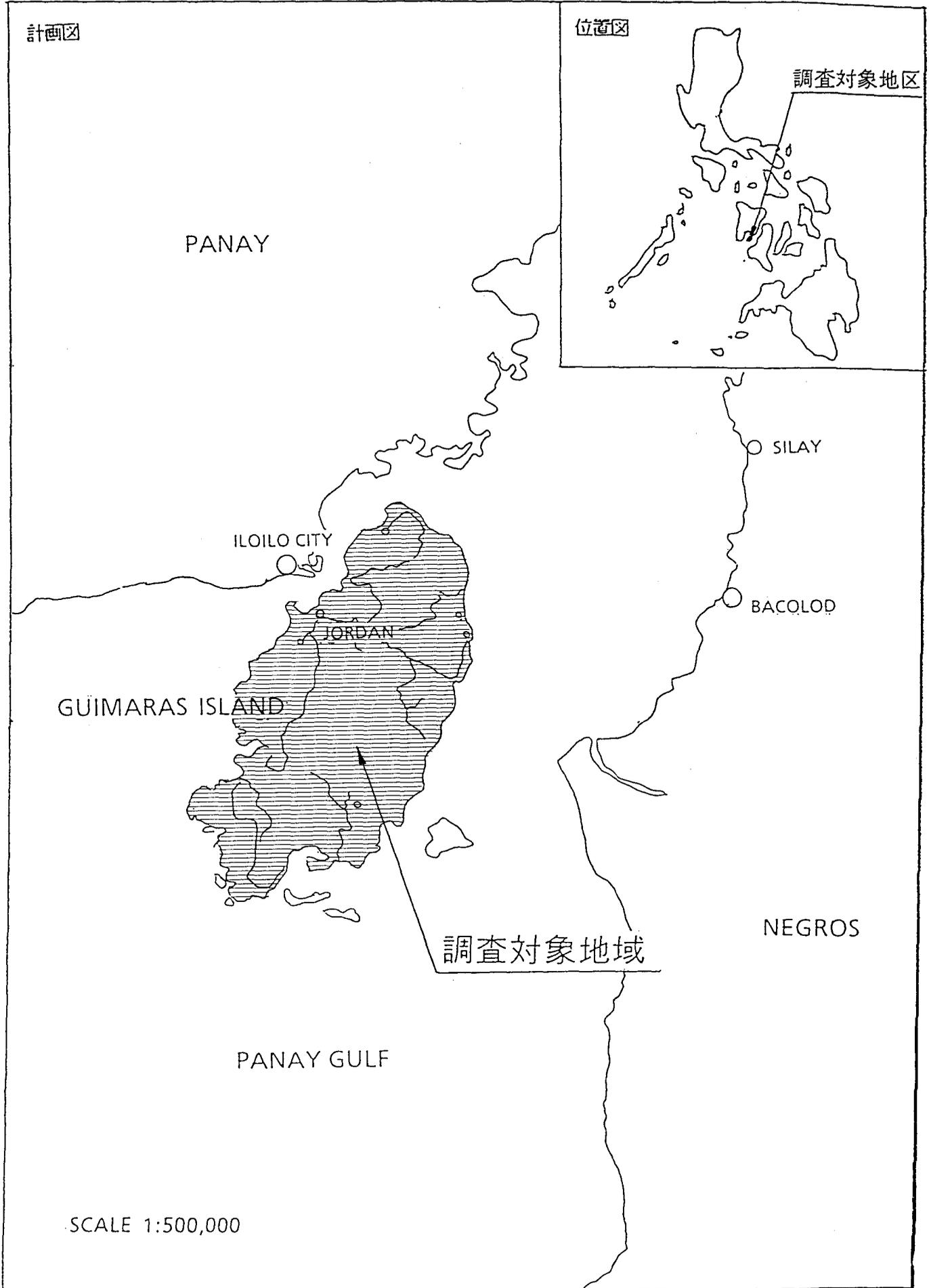


州内の水道施設

ギマラス農村総合開発計画

国名： フィリピン

案件名： ギマラス農村総合開発計画



位置図

1. 経緯・背景 B-1
2. 地区概要 B-1
3. 計画概要 B-6
4. 総合所見 B-8

添付資料

- 1, 面会者リスト B-9
- 2, 収集資料リスト B-9
- 3, 現地写真 B-10

1. 経緯・背景

ギマラス州は1992年5月にイロイロ州より分離し、新しい州となった。しかし、他の概在の州に比べ開発面では全ての面で遅れており、政府も、この州の開発の必要性を認め、PCDD計画 (Presidential Council for Countryside Development) のもとに16の優先開発州の1つとした。

州の経済は農業を中心としている為、人々の生活状況を改良するため、農村総合開発計画を立案する必要がある。

2. 地区概要

2.1 位置

ギマラス州は、パナイ島の南東、ネグロス島の北西に位置しており、イロイロ海峡がギマラス島とパナイ島を隔たせ、又、ギマラス島とネグロス島の間にはギマラス海峡がある。

ギマラス州は、Jordan (州都)、Buenavista、Nueva Valenciaの3市及び96村から成っている。

地形は、海拔0mから300mと急勾配を様しており、急激に起伏している。

2.2 気候・降雨

ギマラス州の季節は、はっきり2つに分れる。11月から4月にかけての乾期と、5月から10月の間の雨期であり、6月から8月の間は最も雨の多い時期となる。1986年のデータによると、月平均気温は最低温度が23.6°C、最高温度は29.6°Cであった。

2.3 土壌

ギマラス島の土壌は5つのタイプに分かれる。(gleyic cambisols、thionic fluvisols、dystric nitosols、orthic acrisols、orthic luvisols)

Gleyic Cambisols は、地味が豊かであり、氾濫原の地域に見られ、約 2,224ha を占めている。Thionic fluvisols (通常 coastal soils と呼ばれている) は、黒っぽい湛水沖積地で、約 2.7% (1,614ha) を占めており、養殖池に利用されている。土地の約 45.3% が、風化が進んだ岩石及び他の堆積物を母材としたニトソル土壌である。この土壌タイプは安定しており、侵透及び排水力が高いため、土壌侵食に耐えうるものである。畑作物と果樹は、この土壌に適している。orthic acrisols 土壌は一般的に酸性の為土壌はやせており、約 22% を占めており、陸上に見られる。Orthic luvisols は全土地の約 1/4 を占めており、この土壌は石灰岩及び火山岩を母材としている。有機物の含有量が低いため生産性を維持することは困難である。ココナッツ、陸稲と他の天水 1 年性作物は、この土壌に適している。

2.4 資源

2.4.1 人的資源

1990 年の人口調査によると、州の全人口は 117,990 人に達した。1980 年のレベルに比べて、10 年間の間に 2.48% の年平均成長率である。

市別の人口 (1990 年)

Buenavista	-	41,435
Jordan	-	45,852
Nueva Valencia	-	30,703

1986 年に州計画開発局 (PPDO) によって実施された社会経済調査によると、100,025 人中 51% の 51,030 人が男性であった。全人口の約 54.4% が労働従事者である。

又、10 才以上の労働従事可能者が 71,781 人であった。労働従事者の内 55.4% が農業に従事している。

2.4.2 土地資源

60,465haの全地域の内、農業地域は44,321haを占めており、その中には農地として利用できる可能性がある26,073ha(43.12%)を含む。

灌木地域は、湿地の1,614ha(2.67%)を含み、14,221ha(23.52%)を占めている。州には、森林地域は見られない。

2.4.3 水資源

州には全部で26河川あるが、水資源として利用できるのは、JordanにあるCabano及びSibunag川、BuenavistaにあるMatanging川、Nueva ValenciaにあるIgang川の4河川しかない。

2.4.4 鉱物資源

ギマラス島での金属鉱物資源は、主として鉄鉱石と銅がある。

1988年の調査によると、4,019MTの銅及び1,800MTの鉄鉱石がギマラス島にあると推定された。又、石灰岩の埋蔵量は1億3,200万MTであった。他の鉱石もまだ相当量で埋蔵されており、その中には燐灰石、グアノその他が含まれている。

2.4.5 産業

ギマラス州の主な産業は、ライム、マンゴの生産及び加工品、柑橘類や他の作物の加工などの農業がベースとなっている。

2.4.6 観光事業

ギマラス島の白い砂とさんご礁に囲まれた砂浜は、多くの旅行者を魅了しており、島には、10ヶ所程度の有名なリゾートが建設されている。また、島にはほら穴や史跡、滝なども発見されている。

2.4.7 農業生産物

人々の主な経済活動は、全土地の73.3% (44,321ha) を占める農業によるものである。

主な生産作物は、18,248haを有する米と10,260haのココナッツである。マンゴの生産及び加工は、農業事業の引金となっている重要なものであり、そのプランテーションは5,149haを有している。一方柑橘類は、822haを有し、1987年12月には17,674MTを生産し、主な農産物として追従している。

1988年の家畜の総頭数は、水牛=14,600頭、畜牛=11,640頭、豚=13,300頭、山羊=10,720頭である。家禽類については、275,150羽であり、その内鶏が89%という高い率を占めている。残りはあひるであり、30,900羽である。

2.4.8 漁業

1998年のデータによると、ギマラス島における漁業生産量は、9千万ペソに相当する4,521.5MTに達した。養殖池と海洋漁業の2つの分野が各々53.3%と46.7%を占めている。

2.5 社会状況

1991年のデータによると、出生率は約18.19%、死亡率は2.82%であった。

中央保健所は、ギマラス州の3自治体の各町にある。1989年に関していえば、25の村に保健所があり、又、総収容ベッド数40の病院が2ヶ所ある。

1990年の調査によると、14,843人の未就学児の内、20.4%の3,022人が深刻な栄養不足を示していた。1989年の22.9%と比べて、島内の未就学児の栄養失調率はわずかではあるが減少している。

1986年の調査によると、識字率は、75.6%であった。

現在、8つの学区に分かれており、59の小学校及び2つの私立、1つの職業学校、そして11の公立校を含む14の中学校がある。

2.6 インフラストラクチャー

2.6.1 道路

1990年の時点で、州の状態は様々ではあるが、約548.6kmの道路がある。その内、約6.1%の割合が舗装されており、残りの93.9%は未舗装である。舗装道路は国道である。県道及び市道は各々22.3と54.9%の割合を占めている。

以下は、道路状況である。

道路状況 (1990年)

単位: km

項 目	舗 装		未 舗 装		計
	コンクリート	アスファルト	砂利	土	
国道	5.1	23.3	96.7	0	125.1
県道	2.7	0	30.6	88.9	122.2
市道	2.4	0	295.2	3.7	301.3
計	10.2	23.3	422.5	92.6	548.6

2.6.2 港

島には5つの港があり、各々の市に1つずつ、残りの2つは個人所有のものである。フェリー等の船が人と荷物を主に運んである。

2.6.3 水道設備

1986年、州の世帯の約10%が水道施設によって水を供給されていた。その内世帯の約70%は浅井戸で、10.3%がポンプ付の深井戸、9.2%が泉、残りが雨水、川、小川等から水を得ていた。しかし、1990年には、簡易給水施設によって人口の52%が水の給水を受けている。

2.6.4 動力とエネルギー

1990年の時点で、ギマラス電力会社によって約38の村において電力が供給され、2,887世帯が、電力を供給されている。それ故、ギマラス州の電化は各村において40%をカバーし、世帯の13.8%に広がっている。

その他のエネルギー源及び燃料源は、まき、石炭、ケロシン、LPG等がある。

2.6.5 通信

各自治体にはラジオ通信ステーションがあり、通信サービスをしている。PT & T、MTPと呼ばれている2つの超短波コミュニケーションシステムが現在活動している。

州にはテレビもしくはラジオ局はなく、州はイロイロ市にあるTV-12の映像を受信している。

3. 計画概要

3.1 開発計画の基本構想

州の住民の生活を改善するための開発計画の基本構想としては、以下の計画が中心となる。

- 1) 水資源開発を含む、インフラストラクチャーの整備
- 2) 農業開発計画の立案
- 3) 環境保全計画の立案

3.2 開発計画

3.2.1 水資源開発計画

灌漑及び水道計画の水源としての水資源開発計画として、州内の3つの市に1カ所ずつの頭首工、及び小規模貯め池を建設する。

3.2.2 農業計画

適切な農業技術を農民に指導するため、3カ所の総合農業技術教育農場及び農業訓練センターの建設、この計画には漁業分野も含む。又、4,000袋の米の収納が可能な倉庫、ライスミル、ドライヤー等の施設が完備した総合穀物センターを2カ所建設する。

畜産に関しては、牛、水牛、豚、山羊、鶏を対象として、50haの牧場を備えた総合畜産センターを1カ所建設する。

3.2.3 農村インフラストラクチャー計画

州内の総延長110kmの道路に対する拡幅もしくは舗装による改修計画、これには9カ所の橋梁を含む。又、2カ所の港の改修、3カ所の港の建設も計画する。本計画に取り込む事が可能であれば、ギマラス、イロイロ間の橋梁もしくはトンネル、および農村空港を1カ所計画する。

3.2.4 環境保全計画

全州を対象とした緑化計画として苗圃計画、180haの流域開発計画、又、道路際に植林する等の計画がある。海岸に対しては、400haのマングローブの植林、又、3haの海草を養育する。

4. 総合所見

ギマラス州はできたばかりの州として開発すべき部門も多く、政府もこの州の開発計画を他の州よりも早く促進するため、今後開発すべき16の優先州の1つとしている。州では各種の計画の内、このギマラス農村総合開発計画を最重要計画に位置づけ日本よりの技術、経済協力を期待している。

1. 面会者リスト

NEDA Regional Office

Ernesto M. Balangue	Director, NEDA Region-6
Eduardo L. Jabluna	Senior Economic Dev't Specialist, NEDA-6
Juanita Y. Sanch	- do -

Guimaras Province

Edgar Espinosa	Vice Governor
Gerry B. Yucon	Provincial Administrator
Lourdes P. Gaitan	Boards Member
Edith G. Tico	- do -
Rolando Gallego	- do -
Nico F. Rosario	Oro Verde Co. (Mango Plantation)

2. 収集資料リスト

- Project Area Profile
- Proposed Project Component (Guimaras Integrated Rural Dev't.)
- Proposed Environmental and Ecological Projects
- Proposed Project Components of Guimaras Integrated Rural Development
- Executive Brief of Guimaras
- Guimaras Island Philippines: New Province Beckons
- Major Development Programs and Projects 1986-1992 Guimaras
- Guimaras Island, Philippines: A New Province Beckons



港及びイロイロ
よりの渡し船



灌漑水路



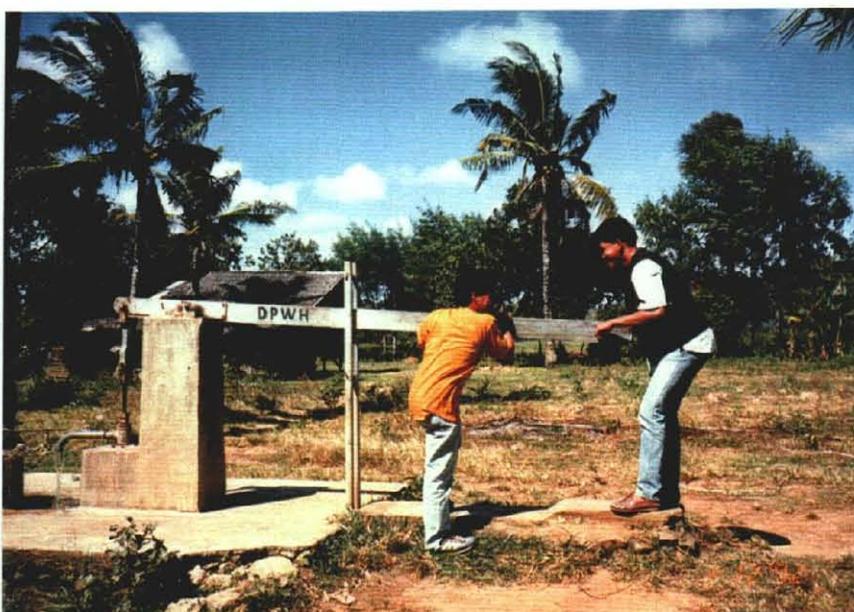
灌漑されている農地



モミの乾燥場



ギマラス・マンゴの
プランテーション



井戸施設

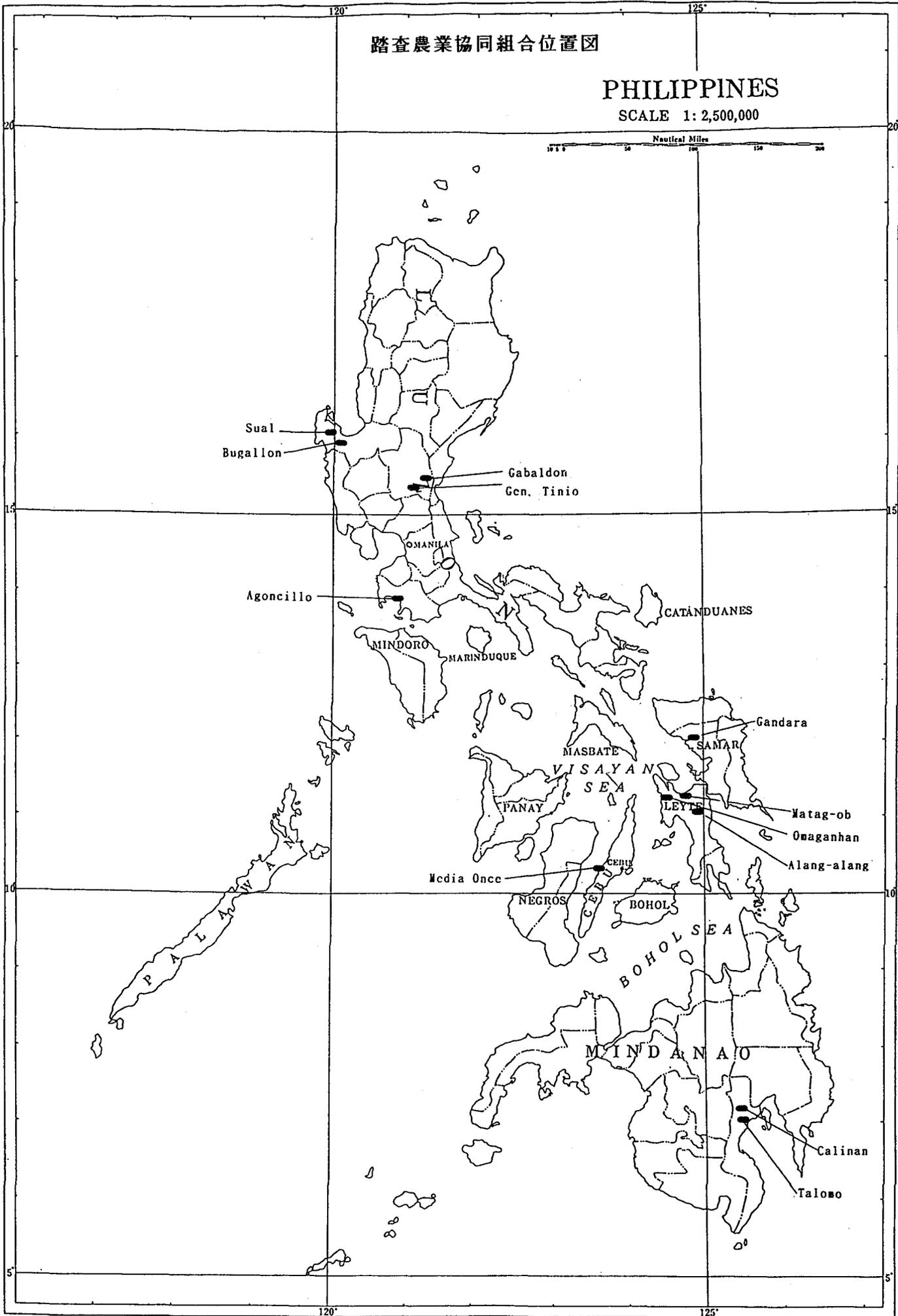
農地解放受益農協収穫後処理・流通システム改善計画

踏査農業協同組合位置図

PHILIPPINES

SCALE 1: 2,500,000

Nautical Miles



位置図

1. 経緯・背景	C-1
2. 農地改革受益開発局	C-4
3. 農協開発相互経験交換計画 (FCDEP)	C-10
4. 全国協同組合連合 (NATCCO)	C-18
5. 収穫処理・流通システム改善計画農地解放受益農協	C-21
6. 計画概要	C-21
7. 概算事業費	C-28
8. 総合所見	C-28

添付資料

1. 主なる面談者	C-29
2. 現地写真集	C-31

1. 経緯及び背景

1. 1 農地改革の経緯

(1) スペイン統治時代

フィリピンに於ける土地所有の概念は12世紀半ばからのスペイン植民地支配の中から生まれた。それ依然は集落民による共同土地所有が主流であった。スペインが持ち込んだ土地所有制度はエンコミエンダと呼ばれる信託領と王領から構成されていた。領主は人頭税を徴収する権利を有し、地代と称した搾取方法や土地の境界線は現存する制度の基礎となっている。

(2) アメリカ統治時代

米西戦争の結果、アメリカはスペインよりフィリピンの統治権を獲得した。フィリピン史上初めての土地改革に着手したが新規農地の基盤整備の遅れから農民は自らの共同体を離れることをためらったこと、政府の農地調査が不十分であったこと、地主階級の抵抗が強かったことから土地改革は成功せず、むしろ地主階級の力を増殖する結果となった。

(3) コモンウェルス時代

今世紀始めの民族主義の高まりで1946年7月アメリカから独立を獲得した。ケソン、オスメニャ、ロハス等歴史的指導者による「国の富分配の機会が与えられた時、土地を小区画に分割して一般市民に払い下げ、むしろ彼らが正当な所有者となるよう我々は大規模な土地収用を始めよう」との共和国政府の政策は地主階級の強い抵抗や日帝軍の侵攻とあいまって成功には至らなかったが近代農地改革の第一歩となった。

(4) 戦後

第2次大戦中、中部ルソンの貧農及び農業労働者は共産党と社会党の指導のもと1942年フクバラハップを結成し、没収農地を貧農に分配し、穀倉地帯である中部ルソンの米を手中にし日帝軍の食料確保を困難にした。しかし1948年ロハス大統領により非合法化されると共に政府は小作農の賛同を得るための農地改革を伴う民主化と共産主義であるフクバラハップの討伐のための地

主階級への協力というジレンマに陥っていた。

1955年マグサイサイ政権下で農地制度庁が設置され農地改革の努力が始まったが18、742ヘクタールの農地を買収・収用したのみで失敗に終わった。

1963年マガパカル大統領は一般教書の中で小作制度の廃止を目的とした農地改革の実施をうたい、農地改革委員会を発足させた。農村に普遍的な自作農への転換を念頭に置いて刈分小作契約から定額小作契約へ段階的に移行させることにあった。1966年マルコスが大統領に就任すると、農地改革区はこれまでの市町村単位から地区規模に急速に拡大した。社会不安に対処するため、1971年に農地改革改正法及び1972年には小作農解放令が施行された。1972年9月21日戒厳令の執行とともに「病める社会」から農地改革を基石とした「新社会」への転換を訴えた。戒厳令布告の1ヶ月後小作農解放令が布告された。土地所有権の小作農への移転及び自作農の創出が目標で、1971年農地改革改正法の実質的政策が刈分小作農から定額小作農への移転のみであったことに比べ、一步前進したものであった。農地改革が小作農のみを対象としていたため、村落階層に変化が生じてきた。耕作権の認められた小作農と農業労働者間に所得格差が生じたためである。マルコス政権末期には肥料や農薬等の農業投入財の上昇、農家経済の破綻、耕作権を地主に売却する農民の出現、土地無し農民の急増、都市への人口流入が生じ、農地改革の空洞化とともに社会不安が膨らんだ。

1986年アキノ政権の誕生とともに、選挙公約である「公正な社会の構築、農地改革の推進」実現のため、農地改革を柱とした中期開発計画を草案した。1987年3月農地改革促進計画案が策定され、米・コーン耕作地からはじめて、大地主保有農地や公有地を含めた自作農創設事業を1992年までに実施することとし、地主補償、小作農の年賦償還、財源の試算が示された。議会審議後総合農地改革計画に名称変更となり今日にいたっている。

1.2 農地改革省

1964年LAND AUTHORITYとして発足し、1971年DEPARTMENT OF AGRARIAN REFORM, 1978年MINISTRY OF AGRARIAN REFORM に改称され、1986年今日のDEPARTMENT OF AGRARIAN REFORM に戻った。

1.3 CARP (総合農地改革計画)

総合農地改革計画は1987年から1997年の10ヶ年間に約10.3百万ヘクタールの農地、農業用用地を小作農家、土地無し農家に自作又は安定した小作農地を与え、農民の所得向上と国民福祉の安定に寄与することを目的としている。(本計画の推進にあたっては、フィリピン土地銀行、フィリピン開発銀行、農地改革省、農業省、環境・天然資源省、土地登記庁、通産省、公共事業省、労働省、国家灌漑庁等多くの政府機関が関与している。

土地権利の移動を伴わない定額小作農創設事業があり、

米・コーン農地	606、664ヘクタール	受益農家	573、181戸
その他の農地	5、440ヘクタール	受益農家	2、830戸

が1990年3月末実績として上がっている。この膨大な計画を推進する為農民訓練、農協育成、農村工業創設、流通整備等の支援計画を含めた総合農地改革計画必要資金は約2、211億ペソが予定されている。

1.4 農地配分希望者

農地改革省は農地配分を希望する受益農家の登録を受け付けている。
登録資格は

- a. 小作農家
- b. 農業労働者
- c. 季節農業労働者
- d. その他農業労働者
- e. 現に耕作中の者、又は公有地を使用しているもの

等でほとんどの土地無し農民が対象となっている。農地買収手続きには最低1ヶ年かかっている。

1.5 CARP受益農家の償還状況

償還は共和国法(RA6657, 26条)により30年間、金利6%の均等年賦となっている。但し、初年度より5年間は年総生産額の5%以下、6年～30年の間支払い額が年総生産の10%を越えるときは減免されることになっている。又3年間滞納した時は契約条件により土地銀行が農地改革省と相談の上他の資格者に配分することとなっている。償還の細部条件が再検討されておりCARP受益農家の償還はほとんど行われていない。

1. 6 国営入植地事業

フィリピン政府は土地無し農民の定着と生活向上を図る為、1950年頃から政府所有の未墾地を土地無し農民に配分、農地として開発するSETTLEMENT PROJECT を実施している。現在の実施状況は全国47地区で、その地区規模は3千ヘクタール～6万ヘクタールにわたっている。総面積は77万ヘクタール、地区平均は16千ヘクタールである。開墾を農家自身が実施することとなっているが、開墾に要する機械、資金、技術の支援がないため大半の地区は開発が遅れている。

1. 7 CARPに対する諸外国・機関の協力状況

CARPに対する諸外国・機関の協力としては現在オランダ、イタリ-FAO、日本、オーストラリアが実施中で、現在協力交渉中のものは6ヶ国及び世銀の8件にのぼっている。

2. 農地改革受益開発局

近年農地解放受益農家の定着と生活安定を目指した農協の組織化と育成に多大な努力がはられるようになってきた。担当政府機関は農地改革省農地改革受益開発局で、本計画の実施機関となっている。

2. 1 背景・法的根拠

総合農地改革計画の拡大する仕事内容と守備範囲に効果的に対応するため、特別命令第129-A号(農地改革省の再編及び強化)が1987年7月26日公布された。特別命令第23章は再定住局の関連機能を包含した農地改革受益開発局の設置をうたっている。業務責任範囲は

- * 定住地を開発し実視出来る農業共同体の設立に係わる政策、企画、計画の開発並びに技術支援の準備
- * 農地開放受益者の組織化促進
- * 農家、農業労働者組織と連絡を密にし、農家収入の向上を確固たるものにする。
- * 農協のあらゆる形態の促進
- * 農家受益者の現実的実施の達成
- * 現実的経済構造の創設並びに高生産性及び高農家収入の導入

1990年6月14日特別命令第406号署名され、25戦略州で農地改革受益開発の促進を命令された。特に第5章は25州特に政府の貧困計画並びに農地改革省定住地の於ける低収入共同体に於ける実際の農地改革地開発パイロット計画の実施を促している。これらパイロット計画を支援するため農地改革受益開発局は

- * 受益者訓練計画の強化
- * 受益社会基盤建物活動、特に組織面、形成、協同組合開発能力、建物、企業化開発、社会準備等の強化

2. 2 受益開発局の使命並びに目的

総合農地開発計画の理念

農家並びに農家組織が土地所有者であり、生産資源を制御し、もって農業活動が国家開発に貢献しうる発展能力を持った農地改革共同体の創設

(1) 使命

農地改革省圃場実施者を支援し、農地改革受益者を効果的に力づけるための機構、構造の確立

当局の使命は何を達成し(ゴール)法的機能の実施に於いて客先が誰なのかを明確にしている。事務局として農地改革受益者の強化がゴール達成に於ける堅固な表現である一方、仲裁は政策、企画、計画の策定・開発並びに受益者開発に向けた企画、計画及び政策の実践者である圃場実施者向け技術支援の準備にある。

(2) 目的

前述使命にあるごとく、当局は次の2つの一般的目的をの達成をめざしている。

- a. 農地改革受益者の組織化並びに全ての総合農地改革計画地域におけるあらゆる形態の農協の促進；
- b. 受益者の高生産性及び高農家収入を導く实际的経済構造の創設。

2.3 当該局の組織開発計画

当該局の使命及び目的が如何なるものの達成にあるのかとともに組織開発計画が如何に使命と目的を実践するために必要である。

計画受益者開発枠組みに基づき、総合農地改革計画は農業分野に於ける農家受益者に直面した3重の社会問題を提起している。即ち、土地無し、力無し、低収入の問題である。土地無し問題は土地保有改善計画に基づき他の農地改革省機関によって提起されている。当該局は力不足問題を提起するために社会基盤の建設・強化を実施する責任が発生することになった。当該局はむしろ経済基盤支援並びに開発のための要求に責任があり収入の低水準を提起するものである。これは計画運営サービス、支援業務事務所及び特別計画事務所等他の農地改革省参加組織と密接な協力が必要となる。

開発の認識は斬新的経過であり、農業受益者組織の建設は純粋な人民の強化というゴールを目指して一連の相互活動をおこなわれなければならない。この観点から、当該局は仲裁、組織開発計画を採用し、4段階あるいは障壁を設けることになる。下記は各段階に於ける略説である。

(1) 社会的準備／組織前段階

この段階の特徴は受益者を確認し、自ら認識する一般的な問題を提起し、問題の解決法を工夫し、信託金の人員名簿を作成し、彼ら自信の問題として解決すべく組織する。

(2) 組織段階

本段階は協同組合法及び関連法律に基づく受益者の起草、裁可、職員及び委員会の選挙、組織理念、使命並びに目的の策定

(3) 能力向上段階

本段階は受益者組織の職員、組合員が責任の効果的実行及び組織に対する責

任に必要な知識、技術、行動を正しく教育することにある。

(4) 企業化開発、連携構築

本段階は内的外的資源を保有した受益者が確定計画及び企業化を実施し、組織が取り組みの可能性有りとして認識することにある。企業化実施に於けるシステム並びに手段の配置及び改善からは支流に当たるが企業の拡大のため、規模の経済効果を得るため、他の人々、非政府機関及び政府機関との連携が必要となる。

2.4 当該局の中心結果分野

(1) 中心結果分野

中心結果分野とはユニット又は組織が成功するよう効果的に機能するユニットあるいは組織の様態である。当該局に課された法律に基づき、職員の機能訓練であり中心結果分野は次の通り定義される。

a. プログラム／プロジェクトの開発及び実施

プログラム／プロジェクトはバネ板であり、その上に乗った3部門からなる当該局法的機能を実施することが出来る。基本的には当該局に求められる目的を得ようとする努力の堅固な通訳である。

b. 政策立案

政策とは与えられた目的を獲得しようとして決断する考え方を導く一般表明ないしは理解のことである。当該局はプログラムの圃場実施者間で均一な理解を準備すべく又効率的且つ効果的な実施を確実なものとするため政策を立案する。

c. 訓練／職員開発／技術支援の準備

農地改革省地域事務所、州農地改革事務所、市町村農地改革事務所段階に於ける現場実施者の訓練は現場実施者がプログラムの求める各自の役割をより良く実施できる必要がある。現場実施者に対する技術支援の準備はより良く機能が実施出来るよう正しくガウドすることも同様に重要である。

d. 追跡調査、評価及び管理報告

追跡調査と評価はプログラム実施のコースの上で重要なことであり、プログラムの目的達成の為には計画活動の制御並びに影響を及ぼすことを狙いとしている。

管理報告書の関係機関宛提起提出は最新の情報のみならず持続的に管理支援を模索する為にも同等に重要である。種々の活動から発生する資料は管理投入材であり

受益者開発のための既存の政策の改善並びに洗練に供する。

e. 外部との連携／提携

受益者開発の全体論的な操作に与えられる如く、関係人民組織、政府機関、非政府機関との連携作業は当該局の重要な中心結果分野と考えられる。

f. 調査

調査はプログラムの実施並びに最終結果に至る工程を文書化することにある。調査解明の活用は主としてプログラム実施コースに採用された手続き及び機能の改善にある。既存の手続き、前述した機能はプログラムが持続し、刻々と変化する環境の中で拡大するために必要に応じ改善が必要である。

これらパラメーターは管理と農地改革省のその他下部機関が当該局の”内部需要”と呼ばれる当該局から期待されている。一方、組織開発計画戦略の実施上の当該局の2つの目的を達成するため、もし農地改革受益者組織がつけられた場合成功の堅固な表現となる。組織機能、経済／金融の実行可能性を展示することになる。これらは外的要求であり、これによって当該局及びその他農地改革省の実施部隊が責任を有する。

(2) 当該局の機能外枠

法律上の機能実施を堅固なものとするため当該局に3部を設けた。即ち、組織開発部、共同体サービス開発部及び生計・企業化開発部である。当該局が達成しようとしている一般目的を得ようとするものである。反復すると、

1. 農地改革受益者の組織化及び総合農地改革計画全地域に於ける農協のあらゆる形態の促進
2. 受益者の高生産性及び高農家収入を導く実際的な経済構造の創造

組織開発部及び共同体サービス開発部は第1の目的を追求するものであり、本質的には同じであるとはいえ機能は分野－焦点により異なる。組織開発部は土地移動作業篤志家土地移動、篤志家による土地販売申し入れ、土地強制収容計画下の分野に集中している。

共同体サービス開発部は農地改革省の管理する定住、償却計画が無い総合農地改革地域、生産分割、ストック・オプション及び土地貸借権計画等に於ける非土地移動計画分野に集中している。

2部間の分野－焦点によりもたらされた顕著な特徴は土地移動計画下の分野における

農家受益者による土地代の再支払いの義務の発行と連結していることである。
この状況は農家に指令し、農家受益者組織化の方向及び期待を指令するものである。

一方、生計・企業化開発部は第2の目的の実現に努力する部である。それ故、定住／非土地移動及び非定住／土地移動計画分野に於ける農地改革受益者の要求する生計及び経済基盤支援を満たすべきである。2部の努力が相互保管にあることがよく、生計・企業化開発部は2部により行われ、組織化された農地改革受益者の生計及びIGPs, 関連知識、技術及び企業をより良く運営するため態度表明の必要を決定する目的を生み出し社会基盤の建設／強化活動の追跡調査にも従事すべきである。

第1次組織が安定し、既存の人民の組織／協同組合となじむときの長期展望は組織開発部及び共同体サービス開発部がより高い水準の組織の必要性に反応すべきである。同様に、生計・企業化開発部は受益者社会基盤形成のより高い面での付随する効果企業化開発及び拡大分野でより高い水準の支援を探る必要がある。

2.5 予算規模

1991年省予算規模は32.7億ペソに達した。

(1) 一般基金 (101号基金)	6.0億ペソ
(2) 農地改革基金 (158号基金)	26.7億ペソ

3. 農協開発相互経験交換計画 (FCDEP)

3.1 背景及び基本理念

当FCDEP は1989年4月農地改革省農地改革受益振興局及び全国協同組合連合株式会社との共同体として出発した。6州、14パイロット地区を対象に共同組合の組織化及び開発に於ける戦略として”浸透作戦”が試みられた。基本理念にのっとり、計画は1年とし、その後FCDEP の効果が次の3点において評価がなされた。

- 1) 計画目的は達成されたか
- 2) 計画を更に優先地域並びに農民グループに拡大すべきか
- 3) 当初の核となるグループが真に独立し、効果的な協同組合として発展する為には更に支援が必要か

実施10ヶ月後のFCDEP の初期の結果は次の通りであった。

- 1) 14パイロット地区全ての組織が先発協同組合に学び、独自の協同組合を組織する決定を下した。
- 2) 資本蓄積活動は予備組合員教育実施直後色々な農家組織により開始された。
1989年12月時点で、14パイロット地区の内10地区が当初組合員から組織の株式として2,933ペソから15,452ペソを集めた。
- 3) 14パイロット計画は多目的協同組合として組織することを決定した。
1989年12月時点で、8地区が組合員サービスを開始した。予備組合員教育は新規協同組合に対し組合員増員の為、引き続き実施された。能力確立訓練も役員会、運営並びに協同組合職員の知識と技術の強化を目指し実施された
- 4) 生活共同体組織化運動の実施にあつては、全ての活動に最大の農家が参加出来るよう配慮された。

パイロット計画の初期の結果をふまえて、実施者から次の提言が行われた。

- 1) 全国協同組合連合会と協力し能力構築並びに企業化開発活動を実施し、揺籠期の14パイロット計画を支援する。これは農地改革省現場担当者の新たな勉強にもなり戦略的にも協同組合組織化の浸透段階に於ける重要な意義をもっている。更に、協同組合組織化及び促進作業に於ける工程のより有意義な理解に役立ち、組織化活動に於ける農地改革省－民間企業の繋がりを強化するものである。
- 2) FCDEP パイロット計画は24優先地区に拡大し、更に協同組合の組織化と開発に於け

る”浸透工作”戦略の正当性と適応性を試す絶好の機会である。

3.2 目的

(1) 総論

A. 拡大内容 :

- a. 浸透過程の結果として結成された当初14パイロット協同組合を能力向上及び企業化段階に促進し、持てる力と能力を拡大し、もって協同組合の発展を期する。
- b. 新たに組織された協同組合が組合員の福祉向上に寄与するサービスが出来るよう援助する。

B. 増大内容 :

- a. 農家組織特に7パイロット州を含む24戦略州に於ける”浸透作業”を通じて自己啓発に基づいた農地改革受益グループ間の協同組合化を促進する。
- b. これら協同組合の促進に際しては、実現性のある協同組合及びその他協同組合組織を含むものとする。

(2) 特殊目的

A. 拡大内容

- a. 協同組合の多面的な活動並びに開発に係わる訓練計画の実施を促進する。
- b. 組合員増大のため自助努力する新規協同組合を助ける。
- c. 協同組合が基金を増大し、有意義なサービス提供が出来るよう資本金拡張並びに貯蓄増強計画を援助する。
- d. 協同組合が収入を増大し、増加するサービスを支援出来るよう経済計画/企業化を支援する。

B. 増大内容

- a. 全国550農家指導者を選び、農家に基づく協同組合の成功の為、農家相互の経験を交換出来るようにする。
- b. 協同組合結成を決断した農家訓練を強化し、組織の構造、技術及び管理を訓練する。
- c. 本計画下で結成された協同組合を支援し、協同組合員へのサービスが行えるようにする。
- d. 計画を評価し、農地改革受益者の為の協同組合組織の振興に農地改革省/農地改革受益振興局標準計画/モデルのさらなる活動及び可能な改善に資する。

3.3 計画内容

計画は2段階からなり円滑な活動の流れを期してとぎれの無いようになっている。パイロット計画下1989年結成された14組合は第2段階即ち能力向上及び企業活動開発に入ろうとしている。一方、これから組織される新たな組合はパイロット計画で学んだことを応用して組織活動に集中しようとしている。基本理念とし

て計画は小農家つまり農地解放受益者を対象としたもので、独立した農家として生活出来る能力及び可能性を強化するのに必要な機関組織としての協同組合を結成しようとするものである。 ”農家は他の農家から学ぶ”を基本概念として協同組合の組織化を目指すものである。結局、政府の組織化努力と共催者意識に基づく民間部門はこの開発努力において相互に役割を分担する共通の活動である。本計画は手続き的に2段階に分かれる。

1) 組織化段階 :

本計画は次のグループの積極的な参加を求めている。

- a. 本計画下に含まれる農地解放受益農家
- b. 浸透施設と機会を準備出来る先発農家を基本とした協同組合
- c. 農地改革省／農地解放受益振興局及びその他の政府機関の組織員並びに促進員
- d. 全国協同組合連合株式会社及びその活動網（地域開発センター）

全国レベルでの協力は農地改革省／農地解放受益振興局及び全国協同組合連合会間で行われ、実際の現場作業は農地改革省／全国協同組合連合会の選抜生活共同体組織員により行われる。更に、各地域センターは当該地域に於いて農地改革省／農地解放受益振興局と密接な協力を保持するため協力員を任命する。全国協力者としての全国協同組合連合は円滑な情報伝達の任務も有する。かかる組織のもとで、主要17活動が明確化されている。

2) 能力向上及び企業化開発段階 :

本段階では、自ら協同組合を組織しようと決断した農家グループが能力と力量を発揮できるよう支援するものである。農家指導者が集中的に協同組合訓練を受ける段階である。組合員並びに組織の運営管理者に対する訓練を含み、協同組合役員会及び種々の委員会を中心に訓練を実施する。農家グループが組織を設立し、会社定款等諸法律を整備する手助けを行う。14協同組合は目標受益者である。組織強化に参加するグループは能力に応じて計画年内の目標を設定する。1989年の結果によれば協同組合の組織化は10ヶ月以内に出来る。しかしながら、これは農家グループが協同組合が彼らの要求を満たすものであるとの確信が得られるまでまだ標準として設定すべきでない。当段階で6主要活動が確認された。

3.4 一般活動

1) 組織化段階 :

- A. 31州に於ける目標地区（市町村）の確認／選定。31州はすでに確認選定されたが市町村は未定である。選定基準は農地解放受益者の多い地区であること。目標は1州4組合の組織化にある。選定市町において農家グループが相互に往来出来、促進員並びに生活共同体組織員が活動出来ることも条件となる。促進員／組織員1名につき4グループを担当する。活動は農地改革省／農地解放受益促進局及び全国協同組合連合の協同作業とする。

- B. 支援業務事務所現場担当員、農地改革訓練担当員、促進員、組織促進員の訓練。多くの促進員／組織促進員が必要であり、経験豊かな人材の登用が難しいことから集中訓練を受ける必要がある。全国協同組合連合だけでも31名の促進員が必要と思われる。更に、州、地域、国レベルで1名の協力員が必要である。これも農地改革省／農地解放受益促進局と全国協同組合連合の協同作業となる。
- C. FCDEP 並びに初期行動計画に係わる農地改革省地域業務支援事務所職員／州農地改革事務所に対する訓練。
- D. 州レベルに於ける活動中農家グループの聞き取り調査並びに先発協同組合の選定。聞き取り調査は州農地改革事務所／農地改革支援業務事務所／農地改革技術事務所を通じて農地改革省が実施する。先発協同組合の選定は促進員が行う。農家組織が先発協同組合と似通っていること、一層の協力が得られるよう地理的に近いことが重要である。
- E. 見込みのある農家グループ及び先発協同組合の農地委改革員及び促進員による現地踏査。事前に準備した基準に基づき農家グループ及び先発協同組合の適正を確認する。優先度も設定／決定する。
- F. 基準、優先度に基づく農家グループ及び先発協同組合の最終選定。
- G. 農家グループに於けるART/DWの現場活動。専属員の任命及び組織活動の前線基地への職員の任命。
- H. 浸透計画による農家グループの訓練。この段階で農家グループの核心グループが選ばれる。ART/DWにより実施される。
- I. 基本調査による核心グループの訓練。ART/DWにより行われる。
- J. 基本調査の実施、収集資料の整理及び調査報告書の準備。ART/DW/ 核心グループにより行われる。
- K. 基本調査の農家グループ宛提出及び浸透活動に対する代表者の選定。ART/DW/ 核心グループの作業。
- L. ART/DWは浸透活動を開始する。先発協同組合の協力により浸透日程を設定する。一方、農家組織代表が概略解説を受け、先発協同組合から集められた資料と共に何等かの成果を得る。
- M. 先発協同組合に於ける浸透活動。先発組合及び農家組織の代表者、ART/DWが参加。7日間を予定。
- N. その後、農家組織代表が浸透段階で観察したことがらを述べる。この評価は参考の為農家組織に提出される。
- O. 農家組織の会合の開催、ここで代表による評価が提出される。農家組織が自ら協同組合を組織すべきか否か決断される。この会合はART/DW/ 農家組織代表により運営される。
- P. 農家組織が協同組合組織化を決断した場合、協同組合の原理／生活法につき準組合員

教育セミナーが実施される。農家組織の協力を得てART/DWが行う。

Q. セミナーの後、農家組織の組織会合が開催され役員会及び委員会メンバーが選ばれる。計画第2段階への開始兆候である。

2) 能力向上及び企業化開発段階 :

- A. 役員会、委員会メンバーの選定後、協同組合組織化初期の段階で高質な指導力発揮の為重要な指導者訓練セミナーを受ける。ART/DWにより実施される。
- B. 新規協同組合会議が招集され組合のビジョン、役割、目標及び目的の設定が行われ、会社定款/法律整備が行われる。ART/DWが支援する。
- C. 協同組合の承認により、ART/DWの協力により会社定款及び法律手続きを進める。
- D. 会社定款並びに法律手続き最終案は最終承認の為協同組合に提出される。
- E. 会社定款/法律手続き承認により、ART/DWは組合が組合員の要望するサービス業務の種類/内容を調査する作業を支援する。
- F. この段階は実際には一連の活動が別個に行われる。主目的は新規組合が日々の業務活動が円滑に行えるよう支援することにある。下記の活動が挙げられる。

- a) 協同組合のSEC 及び/又はBACOD/CDA への登録 ;
- b) 役員会、管理者、職員、組合員の教育訓練 ;
- c) 組合員及び/又は非組合員へのサービスの準備 ;
- d) 新規組合員に対する準組合員教育セミナー ;
- e) 協同組合活動の再点検並びに企画 ;
- f) 協同組合方針及びシステムの開発改善 ;
- g) 他の協同組合、政府機関及び/又は政府関連機関との連携/提携 ;
- h) 経済計画/企業又は生活活動の実施。

この段階では、ART/DWは組合が組合自信の能力を使い自ら事を処理出来るよう徐々に引き下がる。組合が他の組合と連合を望むとき、組織は連合によりより強化されるものと期待される。

3. 5 計画実施内容

1) 実施機関 :

FCDEP は全国レベルでは農地改革省/農地解放受益促進局と全国協同組合連合2者の共同により実施される。地域及び州段階では州農地改革事務所が農地改革省/農地解放受益促進局の代表となり、5つの地域開発センター即ちビサヤ地域のVICTO, ミンダナオ地域のMASS/SPECC, ビコール地域のBCDC, 北部ルソンのNORLU 及びタガログ地域のTAGCODECが全国共同組合連合を代表する。5センターは計画の実施に全面的に支援出来、管轄地域に於ける計画に責任を全うすることが出来るものと期待される。全国レベルでは、連合が計画協力者となり更に職員が必要な活動と報告のモニター業

務に協力する。農地改革省／農地解放受益促進局は全国網に協力者を使命しようと計画している。2者が密接に協力して計画を成功に導こうとしている。地域並びに州レベルでは、連合の地域開発センターが各地域において協力者を任命しようと計画している。両者はDWが管轄地域に於ける活動に協力するのみならず役割遂行に協力することを確約している。大きな計画であることから、協力者は常に正しい追跡調査が必要である。農地改革省／農地解放受益促進局は各地域／州にも必要に応じ協力者を任命しようとしている。

2) 期間 :

FCDEP 活動の実施期間は少なくとも3ヶ年が必要である。即ち、拡張段階で促進員が完全に撤退出来るまで2ヶ年以上、強化期間に3ヶ年が必要である。先に議論された如く、第1期計画の完了に1ヶ年かかる。初期FCDEPの完了に10ヶ月と述べたが計画実施者が急がぬ場合、実施過程に於ける予期せぬ事項の発生、農家グループが決断後後悔すること等を考慮するともっと時間のゆとりがあったほうがよい。更に初期グループが基本的に集中して支援を受けることが出来たため、結果は通常より劇的に行うことが出来た。第2期活動には2ヶ年が必要である。この期は主として能力向上にあるので、活動はより慎重に行われなければならない。例えば訓練セミナーは消化不良を避ける為にも連続して行うことは出来ない。学んだことを受益者が開発し、真に応用できるよう時間をかける必要がある。組合指導者は基本的に専属職員ではなく任意の奉仕者であり、自分本来の仕事もしなければならないことを考慮すべきである。

3) 人材 :

FECDEPの実施は31州で計画されている。各州では4つの農家グループが目標とさいる(異なった村又は市町で)。即ち初期14農家グループを含め124農家グループが毛各されている。1DWが管轄出来るのは農家グループが接近していることを条件に最大4グループである。従って所要DW員は31名となる(28名が向上期、3名が拡張期)。各地域開発センターが各1名の協力者と全国レベルでの協力職員2名が必要となると、合計38名のDW員が必要となる。この所要人員はDWの協力者を農地改革省／農地解放受益促進局が準備するとの想定に基づいている。

協同組合開発の幼児期に先ずは農地改革省が率先して職員の訓練を行う必要がある。

4) 準備活動 :

FCDEPの実施に先立ち、計画の円滑な運営の為連合と農地改革省は次の準備活動を実施する必要がある。

- a. DW, ART の採用／選別。候補者選定基準の設定。DWの選定は連合の地域開発センターが責任を持って行う。
- b. 組合組織化及び計画の構造に関しDW/ARTの集中訓練の実施
- c. 計画参加者選定の基準作成(先発組合及び受益農家組織)

- d. 浸透段階に於ける手順設定
- e. 評価及び追跡調査の設定
- f. 訓練セミナーの立案
- g. 農地改革省及び全国協同組合連合の役割／任務／責任の設定
- h. 作業計画／共同活動／日程の設定
- i. 所要全訓練及び説明の為の課程作成
- j. 農家指導者選定基準設定
- k. DW及びART の任務
- l. 基本調査実施要領
- m. 訓練コース実施の為の日程
- n. FCDEP 実施／運営規則

3. 6 予算

両課程の為、初年度10,009,375ペソが見積もられる。目標124グループとするとおおよそ1受益者グループ当たり81,000ペソが見込まれる。これは連合関連活動による試算である。協力者である農地解放受益促進局は計画全体に対する活動度合が未決定のため除外してある。計画に対する経費分析は次の通りである。

- a. 全経費の49%はDWのサービス運営に支払われる。
- b. 浸透実費は全経費の10%に過ぎない。
- c. 全経費の5%は計画目的は唯1つの哲学とは云え、開発員の能力向上の為に使用される。
- d. その他経費は訓練資材の準備、人材育成、計画全体の管理運営費、計画課程へ反映させる為の会議費等である。

計画の3ヶ年経費は1組合年間平均63,902ペソとして23,771,563ペソが見込まれる。計画予算は農地改革省負担とする。主要経費は概要次の通りである。

- a. 開発員訓練経費
- b. 開発員用会議費
- c. 訓練資材経費
- d. 浸透経費
- e. 人件費
- f. 管理運営費

3. 7 協力組織NATCCO社

- a. FCDEPは農地改革省／農地改革受益開発局のみの計画ではないので、連合も相応の経費を負担するものとする。

- b. 更に
- c. 先発協同組合の準備 :
- d. 管理運営母体の準備 :
- e. 開発員の訓練 :
- f. 農家グループの訓練 :
- g. 視覚サービス :
- h. コンサルタントサービス :
- i. 中央基金 :
- j. 協同組合間取り引き : 本計画は協同組合の流通システム確立を指向したもので、協同組合は流通活動資金を基金から借りることが出来る。
- k. 協同組合用農業基盤小規模工業 :
- l. 開発計画に於ける女性 :
- m. 女性用生活運転資金及び能力向上基金 :
- n. 普及活動計画 :
- o. 預金保証及び流動試算プールシステム :
- p. 初流通網 :
- q. 他の全国及び国際機関との連携 :

4. 全国協同組合連合（NATCCO）

4.1 設立

1977年4月創立、同年7月登録。

4.2 目的

- * 共同体に根ざした住民組織としての協同組合の考え方を教宣する。
- * 大衆参加を組織し、NATCCO社内に於ける決断。
- * 2000年を目指した協同組合開発の方針策定。

4.3 課題

協同組合展望

50年代初期から70年代後半に至る間に、民間主導、組合員駆動による協同組合がフィリピン社会に根付いた。自助、自発的組合員を基本として組織化された協同組合が不利な環境下にあっても成功出来ることが実証された。80年代に入り、お互いに分離独立した存在であったとはいえ、個々の協同組合の成功と発展の物語は国家開発に於ける協同組合の重要性を再認識させるものとなった。この10ヶ年間政府、非政府両組織による容赦ない協同組合活動が組織化されてきた。

協同組合内部では組合員の要求に答えるべく経済活動の拡大が行われ、多目的協同組合の結成へと進んだ。同時に、協同組合間の業務連携の利益が中央基金や協同組合間流通のように高水準の経済協同組合を生み出し歓迎されだした。

90年代の10ヶ年間及びそれ以降、成功の機会はいずれの意欲を強化し、確固たるものにしようとするたゆまぬ努力と従来のサービスと緊急組合員の需要制限を越えた創始協同組合の促進に見出だされる。

- 一般大衆の経済条件の劣化が協同組合サービスに対するより大きく変化した需要を創造する。
- 加えて、協同組合成功のパラメーターが一般大衆が新しい形の協力を試作するといえ、社会サービスと協同体への貢献を生み出す。
- 協同組合の増大する活力は競争と反対を招く。協同組合間の協力につてより強力な

議論を作り出すとはいえ孤立した成功の弱点が増大している。

- －協同組合が分野ごとに利益を決定しはじめると必ずや政治活動に巻き込まれる（即ちロビー、政策支持等）。

今後10ヶ年の課題設定

これは個々の協同組合の活動に留まらず、いかなる形の成功によっても解決出来るものではない。

最初に、協同組合はこれら課題を解決するため協同して活動しなければならない。

第2に、協同組合はこれらの課題が提議されたなら熟慮し解決策を企画する必要がある。

今後10ヶ年間に於ける課題設定にあたり、幾つかの重要な疑問を提議しなければならない：

- －協同組合にとって組合員の生活、特に特権少数者にどれほどの効果があるのか？
- －一般的に共同体にどれ程の効果があるのか？
- －経済とフィリピン社会に対する貢献に関しどれほどの期待できるのか？
- －独自の貢献が明確になるような方法で国家生活に於ける協同組合の活動範囲の拡大にどれ程の期待が出来るのか？

現在の協同組合連合はこれらの疑問に回答せねばならない。 もっともNATCCO傘下の協同組合には今後10ヶ年間及びそれ以降も含めて共通活動コース計画が準備出来る。

4.4 サービス業務

(1) 訓練・教育 :

傘下組合主体、次いで非傘下組合、非政府機関及び政府機関。 対面又は在宅（遠隔教育）法により開発及び技術計画両方を提供。

(2) 調査・出版 :

協同組合の計画並びにサービスに関わる情報及び調査結果分析の提供。データ・バンク情報、研究結果及び協力者の興味を持つ事項を定期的及び特別出版を通じてセミナーを実施する。

(3) 監査 :

保証公認会計及び協同組合の財務、社会、経営監査に才たけた監査人の紹介。

(4) コンサルタント :

協同組合開発の種々の状況に於けるNATCCO全国網の広い経験と識見からなる一貫サービスの提供。これらのサービスは協同組合を促進支援するグループあるいは政府及び非政府機関向けに提供される。

4.5 業務内容(1989年12月31日) :

信用業務	:	52.5%
多目的	:	22.7%
日用品購買	:	11.4%
協同組合組織化前	:	6.0%
流通	:	3.8%
サービス	:	1.8%
CRB	:	1.0%
生産者	:	0.9%

4.6 組合員数(1989年12月31日現在) :

NORLU	:	148,326名
TAGCODEC	:	78,371名
BCDC	:	25,234名
VICTO	:	140,995名
MAS/SPEC	:	135,459名
合計	:	528,385名

4.7 保有施設

訓練センター(会議用ホール、宿舍、ホステル、視聴覚室)、事務所、カンテーン及び通信網

5. 収穫後処理・流通システム改善計画農地解放受益農協

農協開発相互経験交換計画 (FCDEP) 下に於ける対象農協は 144ヶ所に達している。

いずれも辺境の地にあり、地勢、土壌条件ともに恵まれているとは言い難く、生産物の消費地への輸送も極めて困難な農協が多い。これら 144ヶ所の既組織農協の中から、優れた指導者に恵まれ、組織がしっかりし、アクセス道路が完備し、商業電力が利用出来、近い将来当該地域でモデル農協となり得る次の 6 島にわたる 18 農協を選定した。

(1) ルソン島	1. ヌベシア州	バゴンシカット開発農協
	2. ヌベシア州	バゴ開発農協
	3. ヌベシア州	バランガイ・アルラ開発農協
(2) パナイ島	4. アンティク州	マグダレナ多目的農協
	5. イロイロ州	アバカ農地改革受益農協
	6. イロイロ州	セント・ロザリオ多目的農協
(3) ボホール島	7. ボホール州	マハヤグ多目的農協
(4) レイテ島	8. レイテ州	オマガンハン多目的農協
	9. レイテ州	マタグオブ多目的農協
	10. レイテ州	サルバシオン農地改革受益多目的農協
(5) サマール島	11. 西サマール州	カサンディヒ多目的農協
	12. 西サマール州	ティソン農地改革多目的農協
	13. 北サマール州	カンパランガ多目的農協
	14. 北サマール州	ガルタン多目的農協
(6) ミンダナオ島	15. ダバオ市	カリナン農協
	16. ダバオ市	ベター・リビング農協
	17. 南ダバオ州	セント・ミカエル多目的農協
	18. 南ダバオ州	ニュー・ムルシア農協

6. 計画概要

6. 1 収穫後処理施設開発計画

1988年6月10日、総合農地改革計画 (CARP) がアキノ大統領により署名され発効した。過去に於ける政府主導による協同組合の組織化の失敗と協同組合分

野に残された後遺症にも拘らず、ある非政府機関並びに政府機関は協同組合と農民のための自助開発計画は依然として実行されるべきであると確信していた。この挑戦が農地改革受益開発局 (BARBD) 主導による農地改革省 (DAR) と全国協同組合連合両者が同席し、強力で発展能力の有る協同組合の組織化を指向した計画を開発しようとする原動力となった。計画は非政府機関、民間及び政府機関に於ける将来の類似努力の原形をなすものであった。

1988年11月、農地改革受益開発局を窓口とする農地改革省は全国レベルに於ける農業協同組合開発相互経験交換計画 (FCDEP) の実施を目指して全国協同組合連合と契約に入った。FCDEP は農家間に於ける協同組合の組織化及び開発を目的とした計画であり、特に浸透段階に於いて自己啓発に基づく農地改革の受益開発を目指したものである。

浸透とは現場に於ける実験工程のことであり、興味を持った農家からなる組織の代表からなり、数日間特定の村に寝泊まりし、農家に基づいた協同組合の成功を実証しようとするものである。農家自らが基本であり、協同組合の原理、基本理念であることを認識することが目的である。浸透段階は又農家代表が日々の協同組合活動に慣れ親しむことである。この過程に於いて”農家から農家への知恵の交換”が行われ、お互いに農家同志が教え且つ学ぶことを活気付けるものである。

農地改革省農地改革共同体組織員並びに開発員は農家が互いに団結すれば自ずから得られる便益を協同組合という組織に示すに過ぎない。組織化と村の必要とするサービス提供の決断は農家組織及び村自体が出来ることである。

FCDEP は2段階からなっている。即ち(1)組織化段階(2)能力向上及び企業化開発段階である。

現在、145地区が計画によりカバーされている。145地区の内、139協同組合が組織化されている。108組織がサービス業務を開始しており、総組合員は5,910名、総資本は1.9百万ペソに達している。31農協は資本蓄積段階にあり、組合員に供するサービス業務の選定段階にある。

政府は農地改革受益者に解放され、自助責任を有する共同体として安定化するために必要な施設並びに原資を準備してきた。これらの支援業務は物理的基盤の開発並びに経済的機会という形で行われてきた。この分野に於ける強化は基盤並

びに生計必需品の供給も含まれている。農産加工計画も小型農地改革共同体で行われ、農村企業に発展することを目指している。

FCDEP として組織化された農業協同組合の多くは能力向上及び企業化開発段階に入っている。多くの協同組合は借款申し入れを有した金融機関の接近を受けている。しかしながら、協同組合は未だ組合員による未払い問題も抱え弱体である。組織的には協同組合の組合員は組織の中で確固たる地位は出来ておらず、外部からの資金導入は混乱を来たすことはあっても安定をもたらすものではない。重要なことは、組織に対する活発な組合員の活動が協同組合の所有者意識とその活動に対する責任感を持たらすことである。

政府機関、非政府機関、FCDEP 協同組合等関連機関の努力にも拘らず、総合農地改革計画は揺籠期にあるといえる。組織化に成功したFCDEP 協同組合の多くは貯蔵、加工、輸送及び農産物の市場への販売手段を持たず、仲買人が不公正な値段で買い叩きに来るのをひたすら待つ以外にない。

かかる状況下で、収穫後処理施設開発計画が接近道路、利用可能共同資産、電力、しっかりした組織並びに監理能力を有した指導的選抜FCDEP 共同組合で実施されることが提案された。

FCDEP 共同組合向け実戦的小規模収穫後処理施設を基本とする開発計画は次の事項を推進、解決するもので、相互補完をなしている。

- a. 農地改革便益の持続的開発を目指し効果的、効率的計画の実施を確実なものとする。
- b. 30%以上の質的量的収穫後損失を減じる。
- c. 生産物が消費者に届く前の質的劣化を防止し、売値を最大限に持っていく。
- d. 市場需要の変動に見合った供給量の調整並びに価格変動の極小化。
- e. 急激な人口増に見合った食料需要増の確保
- f. 不安定な食料流通及び供給
- g. 農産物の不公平な庭先価格並びに付加価値の増大
- h. 生産地から消費地への非効率的な流通接近手段
- i. 非効率な政府所属(NFA) 収穫後・流通機材・施設の活用, 大都市に集中した NFA 大型施設への接近は多くの共同組合で不可能であること。
- j. 農業協同組合の私企業としての不活発さ。

- k. せっぱつまった農業流通信用制度。
- l. 収穫後処理及び流通に係わる不十分な普及サービス。
- m. 都市・農村に於ける一人当たり所得の不均衡。

推薦されたFCDEP 協同組合に於ける異なった栽培形態を考慮し、収穫後処理施設開発計画は次の3形態を基本とする。即ち、米生産を主体とする協同組合向け原形-A. , 米及びコーンを生産する協同組合向け原形-B. , 及び野菜を栽培する協同組合向け原形-C. の3原形とする。

6. 2 収穫後処理施設整備内容

収穫後処理施設整備内容は農協開発相互経験交換計画(FCDEP)傘下農協が米作地帯、米作及びコーンの混作地帯並びに野菜作地帯にあることから原形A, B及びCに分類される。各農協の需要に合わせて施設能力は変更の必要が生じるが、下記施設が提案される。

原形-A. (主産物が米の農協)

	<u>施設名</u>	<u>数量/農協</u>
A. - 1	簡易貯蔵庫 簡易アレハブ穀物貯蔵庫、250トン/粉袋、水分害無く最大6ヶ月間貯蔵可能なもの、精米機及び機械乾燥機据え付け面積有するもの、天窗、換気扇、鋼製ルーバー及び吊り戸付き	1棟
A. - 2	多用途棟 日常業務、組合員総会、車両・器具格納用	1棟
A. - 3	天日乾燥場 20m x 30m, 600㎡	1コート
A. - 4	籾脱穀機 軸流、投げ込み、可搬式、10馬力エンジン搭載、1トン/時-籾	2台
A. - 5	精米機 1トン/時-乾燥籾	1基
	(1) 荷受けホッパー	1台
	(2) 粗選機	1台
	(3) 籾摺選別機	1台

(4)	精米機	2台
	研削式及び摩擦式各1台	
(5)	ロータリー・シフター	1台
(6)	昇降機	5台
(7)	秤量タンク	1台
(8)	秤量機	1台
(9)	集糠サイクロン	2台
(10)	制御盤	1台
A. - 6	機械乾燥機	1台
	籾殻燃焼、循環型、2.4トン	
A. - 7	輸送車	1台
	6輪車、ディーゼル	
A. - 8	可搬型コンベヤー	1台
	搭載エンジン駆動	
A. - 9	耕耘機	1台
	6馬力空冷ディーゼル、脱穀機及びトレーラー牽引	
A. - 10	トレーラー	1台
	積載重量500kg	
A. - 11	台秤	1台
	100kg	
A. - 12	水分計	1台
	デジタル表示、乾電池、10%~40%	
A. - 13	タイプライター	1台
	手動、英語	
A. - 14	卓上計算機	1台
	太陽電池、10桁	
A. - 15	緊急用予備発電機	1台
	40KW, ディーゼル・エンジン駆動	

原型-B. (米及びコーン生産農協)

B. - 1	簡易貯蔵庫	1棟
	簡易プレハブ穀物貯蔵庫、250トン/籾、コーン袋、水分害無く最大6ヶ月間貯蔵可能なもの、精米機、コーン・ミル及び機械乾燥機据え付け面積有するもの、天窓、換気扇、鋼製ルーバー及び吊り戸付き	

B. - 2	多用途棟 簡易プレハブ、日常業務、組合員総会、車両・器具 格納用、10m x 15m、150㎡	1棟
B. - 3	天日乾燥場 コンクリート、20m x 30m、600㎡	1コート
B. - 4	コーン脱粒機 エンジン駆動、500kg/時-脱粒	2台
B. - 5	コーン・ミル エンジン駆動、80kg/時-製粉	2台
B. - 6	籾脱穀機 軸流、投げ込み、可搬式、10馬力エンジン搭載、 1トン/時-籾	2台
B. - 7	機械乾燥機 籾殻燃焼、静置式、1.6トン、芯付きコーンも 乾燥可	1台
B. - 8	機械乾燥機 籾殻燃焼、循環型、2.4トン	1台
B. - 9	精米機 1トン/時-乾燥籾	1基
(1)	荷受けホッパー	1台
(2)	粗選機	1台
(3)	籾摺選別機	1台
(4)	精米機	2台
(5)	ロータリー・シフター	1台
(6)	昇降機	5台
(7)	秤量タンク	1台
(8)	秤量機	1台
(9)	集糠サイクロン	2台
(10)	制御盤	1台
B. - 10	輸送車 6輪トラック、ディーゼル	1台
B. - 11	耕耘機 6馬力、空冷ディーゼル、籾脱穀機及びトレーラー 牽引用	1台

B. - 12	トレーラー 積載荷重500kg	1台
B. - 13	台秤 100kg	1台
B. - 14	可搬式コンベヤー エンジン駆動	1台
B. - 15	水分計 デジタル表示、乾電池、米/粉10%~40%、 コーン10%~35%	1台
B. - 16	タイプライター 手動、英語	1台
B. - 17	卓上計算機 太陽電池、10桁	1台
B. - 18	緊急用発電機 40kw、ディーゼル・エンジン駆動	1台

原型-C. (野菜生産農協)

C. - 1	冷蔵貯蔵庫 品質劣化無く生鮮作物を3ヶ月間貯蔵可能なもの	1基
(1)	冷凍機 53、100kcal/時-0℃	2台
(2)	プレハブ冷蔵庫 200トン/玉葱、カラー鋼板、42mm厚、 2.4m幅x2.0m高	1室
(3)	外部屋 20m幅x20m奥行きx5m高	1棟
(4)	パイピング及び配電	1式
(5)	制御盤	1台
C. - 2	多用途棟 日常業務、組合員総会、車両及び機器格納用 10m幅x15m奥行き、150㎡	1棟
C. - 3	輸送車 保冷車、6輪トラック、ディーゼル	1台
C. - 4	台秤 100kg	1台

C. - 5	可搬式コンベヤー エンジン駆動	1台
C. - 6	タイプ・ライター 手動、英語	1台
C. - 7	卓上計算機 太陽熱、10桁	1台
C. - 8	緊急用発電機 100KVA, ディーゼル・エンジン駆動	1台

7. 概算事業費

当該計画概算事業費は次の如く算出される。

<u>項 目</u>	<u>概算額 (百万円)</u>
1. 簡易穀物貯蔵庫	816
2. 多用途棟	216
3. 天日乾燥場	51
小 計	1,083
4. 冷蔵倉庫	67
5. 機材・器具	568
小 計	635
6. 技術監理費 (詳細設計、入札及び施工監理)	120
合 計	1,838

8. 総合所見

フィリピン国政府は、本計画に対し、日本政府による一般無償による協力を強く希望し、日本政府に対する要請書の原案の作成を始めている。

本プロジェクトは前述の如くフィリピン国に於ける農地改革の持続的一層の促進を支援するのみに留まらず、小農家の生活の安定並びに農協組織の真の発展の根幹をなすものであり、日本政府の早急な協力が期待される。

主なる面談者

農地改革省

Mr. Ernest D. Garilao	Secretary
Mr. Renato R. Padill	Under Secretary
Mr. Gil R. Tuparan	Director, Bureau of Agrarian Reform Beneficiaries Development
Mr. Carlos O. Abad Santos	Division Chief, Plans, Programs & Projects Division, Support Services Office
Mr. Tomas A. Cabuenos, Jr.	Division Chief, Community Services Development Division, Bureau of Agrarian Reform Beneficiaries Development
Ms. Blessing Garcia	Staff
Ms. Teresita de Leon	Staff
Mr. Masahiro Yagi	JICA Expert

ヌベシア州農地改革事務所

Mr. Enrique S. Valenzuela	Provincial Agrarian Reform Officer
Ms. Linda Hermogeno	PARSSO
Mr. Anatallo de Guzman	ACO
Mr. Lauro Pajarillaga	ACO
Mr. Alex Baniqued	DW

パンガシナン州農地改革事務所

Mr. Renato B. Alano	Provincial Agrarian Reform Officer
Mr. Ernest Pamoceno	PC
Mr. Romulo Bautista	RC
Mr. Jordan Fermin	ACO
Mr. Lauro Mendez	ACO
Ms. Raymar Moraleda	DW

バタンガス州農地改革事務所

Mr. Mario Rosell	OIC Provincial Agrarian Reform Officer
Ms. Lucia Mercado	PC
Ms. Zenita Tapaoan	RC
Mr. Epifania Tolentino	ACO

Mr. Pedro Bawit DW

レイテ州農地改革事務所

Mr. Juanito Lorena Director, Region VIII
Mr. Fellicito Bernal Provincial Agrarian Reform Officer
Mr. Fe Malinato RC
Ms. Clalre Napoles VICTO

西サマル州農地改革事務所

Mr. Reynaldo Villas Provincial Agrarian Reform Officer
Mr. Rodolfo Gonzaga PC
Ms. Marcelino Ramos ACO

セブ州農地改革事務所

Mr. Othelo "Telly" Clement Director, Region VII
Mr. Romeo Banzon Provincial Agrarian Reform Officer
Mr. Roberto Bajenting PARSSO
Mr. Bonifacio N. Javier Supervising Agrarian Reform Program
Officer, Support Services Office (SUAPRO-
SSO)
Mr. Ireneo P. Leuterio Trainor, Visayas Cooperative Development
Center, Inc. (VICTO)

農地改革省 REGION XI事務所及び南ダバオ州農地改革事務所

Mr. Alejo V. Duque. MNSA Director, Region XI
Mr. Jose Pajaro Provincial Agrarian Reform Officer
Mr. Santiago Pacilbar PC
Ms. Susan Bongabong RC
Mr. Gerardo Regino ACO
Mr. Euseblo Arafol MASS-SPECC

在フィリピン日本国大使館

松田 祐吾 氏 一等書記官



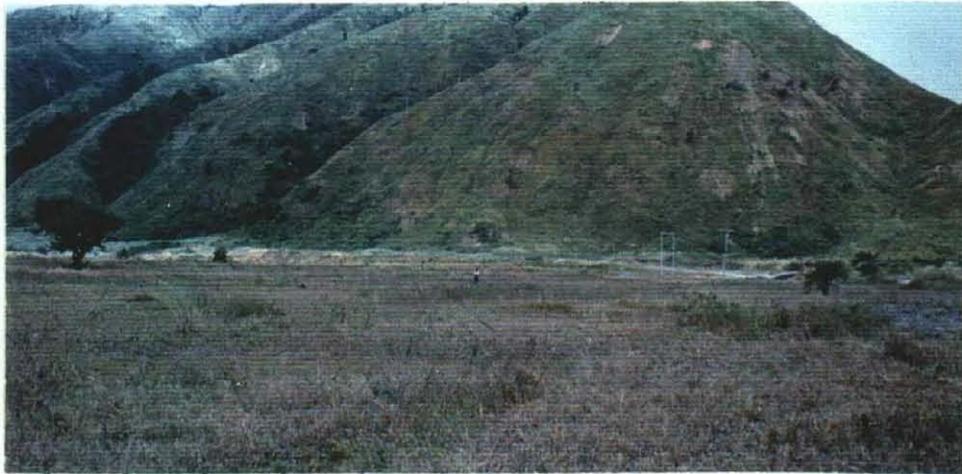
ラギット・パディラ多目的協同組合
FCDEP傘下の典型的な組合集会所



パンガスカサン多目的協同組合
組合員有志の寄贈敷地・資材並びに
共同作業で山上に作られた集会所



バゴング・シカット開発協同組合集会所



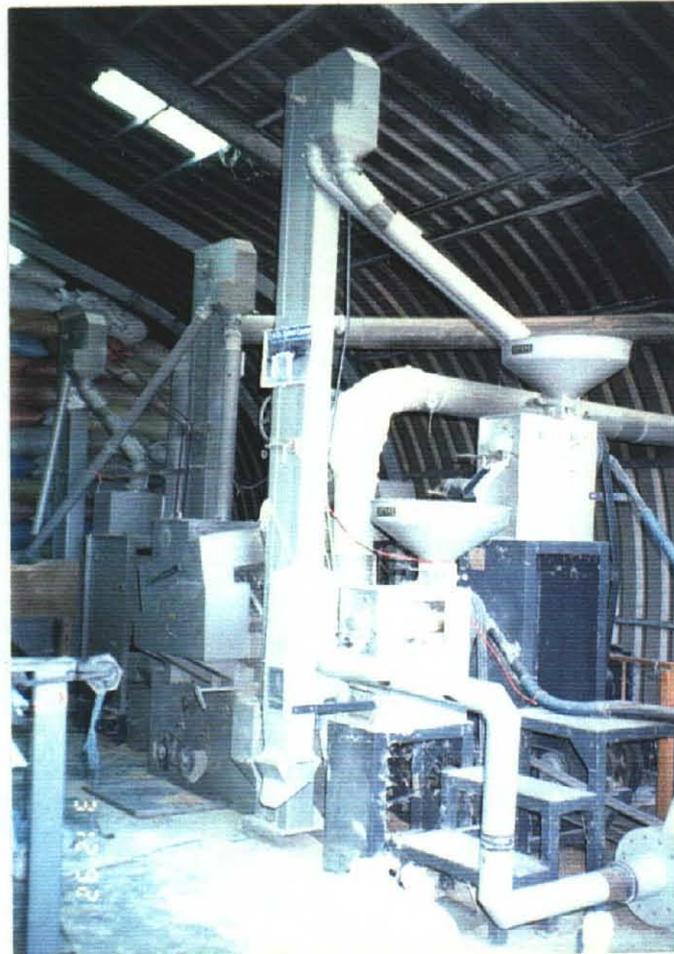
同組合に於けるオニオン低温貯蔵庫建設計画予定地



バゴ開発協同組合集会所



ナグパundayan信用協同組合開発株式会社
(Nagpandayan Credit Coop Dev't Inc., Guimba, Nueve Ecija)
NFA (日本政府の2KR援助)よりリースされた500トン貯蔵庫



同上倉庫内に設置されたNFAリース精米ミニプラント
(日本政府からの2KR援助)

添 付 資 料

1) 調査団員

久米 孝雄	(株)三祐コンサルタンツ	企画部 次長
田村 栄	同 上	技術部 参事
久野 格彦	同 上	取締役副社長
須藤 晃	同 上	マニラ事務所
ANICIA C. PAPA	同 上	マニラ事務所

2) 調査日程

日付	久米 孝雄	田村 栄	久野 格彦	須藤 晃	ANICIA C. PAPA
11月25日(水)	東京ーマニラ	—	東京ーマニラ	—	—
26日(木)	タクロバン着、 NEDA打合せ	—	NEDA打合せ	NEDA打合せ	タクロバン着、 NEDA打合せ
27日(金)	現地調査	—	大使館表敬	大使館表敬	現地調査
28日(土)	タクロバンーマニラ	—	タクロバン着、知事表敬	資料収集	タクロバンーマニラ
29日(日)	資料整理	—	タクロバンーマニラ	資料整理	資料整理
30日(月)	マニラーイロイロ	東京ーマニラ	NEDA打合せ	マニラーイロイロ	現地レポート作成
1日(火)	現地調査	DAR打合せ	マニラー東京	現地調査	〃
2日(水)	イロイローマニラ	ヌベシア州現地調査	—	イロイローマニラ	〃
3日(木)	マニラー東京	パンガシナ州現地調査	—	パンガシナ州現地調査	NEDA報告
4日(金)	—	リングエンーマニラ	—	リングエンーマニラ	—
5日(土)	—	バタンガス州現地調査	—	バタンガス州現地調査	—
6日(日)	—	資料整理	—	資料整理	—
7日(月)	—	DAR打合せ	—	DAR打合せ	—
8日(火)	—	マニラータクロバン	—	マニラータクロバン	—
9日(水)	—	サマール及びセブ州現地調査	—	サマール及びセブ州現地調査	—
10日(木)	—	ダバオ州現地調査	—	セブーマニラ	—
11日(金)	—	DAR、大使館報告	—	DAR、大使館報告	—
12日(土)	—	マニラー東京	—	—	—